

函館市監査公表第28号

函館市長から、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

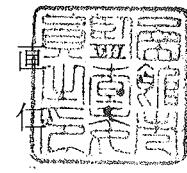
平成28年8月19日

函館市監査委員 山田潤

函館市監査委員 植松

函館市監査委員 吉田崇

函館市監査委員 阿部善





函 福 管

平成 28 年 8 月 15 日

改 善 措 置 通 知 書

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽



地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、
次のとおり通知します。

部局名	保健福祉部		
監査の種類	定期監査・その他 ()		
監査等実施時期	平成 27 年 11 月 16 日 ～平成 28 年 2 月 25 日	講評日	平成 28 年 3 月 1 日
指 摘 事 項 等			

(1) 全般的事項

イ 現金取扱事務について

現金取扱事務においては、現金出納簿、保管金払込書、収入原簿等の関係書類をもとに検査した結果、次のとおり改善を要する点が見受けられた。

(ア) 指摘事項

地域福祉課が所管する総合福祉センター使用料は、当該施設の指定管理者に収納事務を委託しているため同課が直接現金を扱うことはないが、函館市会計規則（昭和 39 年規則第 9 号。以下「規則」という。）第 28 条の 5 第 2 項では「会計管理者は、必要と認めたときは、所管の現金出納員をして公金収納受託者の職務執行状況について検査させ、その結果の報告を求めることができる。」とし、現金出納員の設置を前提とした規定となっているところ、同課には現金出納員を設置しておらず、また、規則自体に同課への設置に係る規定がないことから、規則改正を含め適切に措置されたい。

また、規則第92条第2項では「現金出納員は、自ら取り扱った収入金および現金取扱員から引き継ぎを受けた収入金を合わせ、保管金払込書によって払い込まなければならない。」とし、同第93条では「現金出納員は、現金出納簿を備え、日日の出納の詳細を記載しなければならない。」としているところ、健康増進課、生活衛生課、衛生試験所所管の収入金については地域保健課が各課から収入金等の引き継ぎを受け、集計したうえで行っていたほか、所管各課は領収書の確認を経ないで現金出納簿の記載を行っていたことから、いずれも規則に則った適切な事務の執行を図られたい。

措置内容

地域福祉課への現金出納員の設置については、函館市会計規則の改正を行い、平成28年4月1日付けて同課に設置したところであります。

収入金の払込みについては、健康増進課、生活衛生課、衛生試験所各課の現金出納員が払い込むこととしたほか、現金出納簿の記載については、各課で領収証書の確認を行うこととしたところであります。